

辺野古一審判決を読む

～沖縄から見る国と地方その2

2016年9月23日(金) 18:30～20:30

(受付 18:15 より)

中央大学駿河台記念館 570 教室

報告 高江と辺野古だけではない沖縄の基地問題
宮城栄作氏(沖縄タイムス東京支社 報道部長)
ききて:升味佐江子氏(JCLU 代表理事・弁護士)

講演 埋立承認取消無効確認訴訟の意味
武田真一郎氏(成蹊大学法科大学院教授)

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設計画を巡り、国が沖縄県知事の対応の違法確認を求めた訴訟は、今月16日に福岡高裁那覇支部で判決が言い渡されます。今年3月、国は翁長知事がした埋立承認取消処分についてこれを是正するように指示しましたが、知事は承服せず地方自治法で定められた手続きに従い「国地方係争処理委員会」に判断を求めました。6月20日、委員会は国と県にさらに協議を求める決定を出しました。知事はこれに従って協議の継続を求めたのに対し、国は、内容に関わる真摯な協議をしないまま、知事の処分が違法であることの確認を求めて提訴しました。審理は超スピードで進み、わずか2か月で今回の判決が出る事態となっています。

今回の判決が国の主張を入れるものとなってもそうでなくても、判断は最高裁に委ねられることになりそうです。辺野古埋立を巡る国と県の対立は、単に「沖縄」の問題ではありません。地方が住民の意思を背景に国の進めたい施策に反する判断をしたとき、どのような道が考えられるのか。民主主義や地方自治の根幹にかかわるテーマです。

今回の高裁判決を読み解きながら、沖縄の基地問題と国と地方の関係を考えます。辺野古と高江、それだけではない沖縄のあちこちで問題となっている基地を巡る紛争の現状を沖縄タイムスの宮城栄作さんが報告し、成蹊大学法科大学院教授の武田真一郎さんが判決の解説をします。



※ 事前申込不要・参加費無料

【アクセス】

中央・総武線 御茶ノ水駅 (聖橋口) 徒歩 3 分
丸ノ内線 御茶ノ水駅 (2 番出口)、徒歩 6 分
千代田線 新御茶ノ水駅 (B1 出口)、徒歩 3 分

【主催】 公益社団法人自由人権協会 (JCLU)

TEL:03-3437-5466 e-mail:jclu@jclu.org twitter:@JCLUsecretariat

facebook: www.facebook.com/japancivillibertiesunion